

ささあ
支え合い、
い
ともに生き、
く
暮らせるまち

や わた し しょう しゃけいかく
八幡市 障がい者計画

だい き しょう ふくしけいかく だい き しょう じ ふくしけいかく
第7期 障がい福祉計画・第3期 障がい児福祉計画

がいようばん
【概要版】



れい わ ねん がつ
令和6年3月

や わた し
八幡市

計画策定の趣旨

本市では、平成30年3月に「八幡市障がい者計画」及び「第5期障がい福祉計画」、「第1期障がい児福祉計画」、令和3年3月に「八幡市第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者福祉に関する諸施策の推進に努めてきました。

本計画は、令和5年度をもってこれらの計画期間が終了することから、国の法制度改正の動向や社会状況の変化を踏まえ、多様化する障がいのある人のニーズに対応し、地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指す本市における障がい者施策の基本指針として、障がい児・者の福祉の充実に向けた各種施策の方向性を明らかにするため、策定するものです。

計画の期間

「八幡市障がい者計画」及び「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」のうち、「八幡市障がい者計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

また、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」に関しては、国の指針により令和8年度までの3年間とします。

年度 計画	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画												
障がい福祉計画		第5期計画		第6期計画			第7期計画		第8期計画			
障がい児福祉計画		第1期計画		第2期計画			第3期計画		第4期計画			

計画の基本理念 ～支え合い、ともに生き、暮らせるまち～

本市では、八幡市市民憲章にある「あたたかい社会をめざして、ともに助け合う」心の輪を広げていくため、また、「障害者基本法」に位置づけられた「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、市民、地域、事業所、行政の協働により、障がいのある人の社会参画を進め、障がいのある人も、ない人も、すべての人の人権が大切にされ、誰もが生きがいのある生活を送ることができるまちをめざし、「支え合い、ともに生き、暮らせるまち」を将来像に設定し、その実現を図るため、計画の基本理念として次の4つを定めます。

1. 自立・自己決定の保障

2. 生活の質（QOL）の向上

3. 機会の均等化

4. 地域の理解と支え合いの推進

きほんもくひょう
基本目標 1

そうきはつけん そうだん ほけんいりようたいせい じゅうじつ
早期発見・相談・保健医療体制の充実

しょう そうきはつけん そうきたいおうたいせい じゅうじつ
(1) 障がいの早期発見・早期対応体制の充実

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
01 障がいの早期発見	○障がいや発達の特徴に関する知識の普及・啓発 など
02 発達支援・療育支援の充実	○保護者への相談など、保護者の支援体制の充実 ○就学前施設への障がい児カウンセラー派遣の継続 など

そうだん じょうほうていきょうたいせい じゅうじつ
(2) 相談・情報提供体制の充実

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
03 相談機能の強化	○相談窓口の周知 ○障がい理解と専門性の向上 など
04 相談支援体制の充実	○地域生活支援拠点の相談窓口の周知 ○ヤングケアラーを含む家族支援とサービス提供体制の確保 など
05 相談機関同士のネットワーク	○八幡市障がい者地域生活支援協議会による協議の推進 ○障がい者生活支援センター803の情報収集機能及び情報提供体制の強化 など
06 利用者の立場に立った情報提供体制の充実	○市広報などの点訳・朗読版の発行 ○市ホームページにおけるアクセシビリティに配慮した情報提供 ○「障がい福祉のしおり」の発行 など

ほけん いりよう じゅうじつ
(3) 保健・医療サービスの充実

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
07 健康づくり施策の推進	○健康教育・健康相談の実施 ○生活習慣病対策の推進（健康教育など） など
08 機能訓練の提供	○サービス提供事業所などとの連携による提供体制の整備 など
09 特定疾患・難病患者施策の充実	○府や専門的医療機関との連携 ○対象者への情報提供 など
10 医療サービス提供体制の充実	○自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の給付 ○医療的ケア児コーディネーターの配置 など
11 精神保健・医療の適切な提供	○早期退院及び地域移行の推進 ○学校、職域、地域における相談・カウンセリング機会の充実 など



やわたしな い そうだんまどぐち
 ～八幡市内の「相談窓口」～



しょう ふくし ちいきせいかつしえんじぎょう りよう しょう ひと
 障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用のサポートをはじめ、障がいのある人や、
 かぞく そうだん おう じょうほう ていきょう じょうげん おこな
 そのご家族のさまざまな相談に応じ、情報の提供や助言を行っています。

相談窓口	連絡先
しょう しゃせいかつしえん はちまんさん 障がい者生活支援センター 803	でんわ 電話:075-983-8039/ファックス:075-971-6011
ちいきせいかつしえん 地域生活支援センター らいふサポートれい	でんわ 電話:075-874-6759/ファックス:075-874-6769
そうだんしえんじぎょうしょ ト マ リ 相談支援事業所 Tomari	でんわ 電話:075-972-2028/ファックス:075-925-8667

基本目標 2

障がいに応じた自立と参加支援体制の充実

(1) 保育・教育の推進

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
12 障がい児保育の充実	○加配職員の配置（障がい児保育事業） ○職員への専門研修の実施 など
13 障がいのある子ども放課後の居場所づくり	○障がいのある児童の放課後児童健全育成施設などでの受け入れ及び加配職員の配置と支援員に対する研修を実施 ○放課後児童健全育成施設及び児童センターのバリアフリー化 など
14 特別支援教育の推進	○関係機関との連携による適切な就学指導の実施 ○個別指導計画及び教育支援計画の充実 など
15 保育・教育施設のバリアフリー化	○施設・設備の改修と同時にバリアフリー化を実施

(2) 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
16 生涯学習活動への参加促進	○生涯学習フェスティバル・公民館講座の開催 ○手話通訳者、要約筆記者の派遣 など
17 文化・芸術活動への参加促進	○障がい者作品展の開催 ○障がいのある人向けのプログラムの充実 など
18 スポーツ活動への参加促進	○障がい者スポーツ大会、卓球バレー大会の実施 ○障がい者スポーツ拡充のための人材育成 など

(3) 総合的な就労支援の推進

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
19 就労支援部会を中心としたネットワーク及び支援体制の充実	○就労支援部会の運営・協議 ○就労支援ネットワークの構築 など
20 障がいのある人の就労支援にかかる人材の確保支援	○ジョブコーチやジョブサポーターなどの周知
21 就労に関する相談支援の充実	○市内相談機関との連携 など

(4) 就労の場の拡大

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
22 市の障がい者雇用の推進	○法定雇用率の確保に向けた計画的な雇用の継続 など
23 企業への啓発及び就労・雇用の拡大	○農福連携や企業との連携を含む新たな雇用機会の創出に向けた検討 など
24 就労支援サービスの充実	○就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用促進 など
25 製品販売促進のための支援の充実	○商工会、工業会への購入促進の働きかけ ○官公需の推進 など

基本目標 3

障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

(1) 防犯・防災体制の充実

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
26 地域防災体制の充実	○「八幡市地域防災計画」の適宜見直し ○関係機関・団体との連携と協議 など
27 災害時要援護者対策の推進	○災害時要援護者の把握・リストの作成 ○災害時要援護者避難マニュアルの作成 など
28 地域防犯体制の確立	○犯罪などに関する情報提供の実施 ○防犯講習会の開催 など
29 防火点検の実施	○八幡市防火推進連絡会との連携によるシルバーライフラインを設置した高齢者宅の電気・ガス無料点検の実施 など

(2) 福祉のまちづくりの推進

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
30 石清水八幡宮駅及び市役所周辺重点整備地区における整備の推進と確認	○石清水八幡宮駅及び市役所周辺重点整備地区における対象施設のバリアフリー化の推進 など
31 橋本駅周辺重点整備地区における整備の推進と確認	○橋本駅周辺重点整備地区における対象施設のバリアフリー化の推進 など
32 民間施設のバリアフリー化促進	○「バリアフリー新法」「京都府福祉のまちづくり条例」「八幡市福祉のまちづくり要綱」の啓発 など
33 利用しやすいバスなど公共交通機関の整備	○路線バスのノンステップバス導入の推進 ○利用ニーズに応じた公共交通体系の検討

(3) 居住の場の確保

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
34 居住支援の充実	○共同生活援助（グループホーム）サービス提供事業所との連携 など
35 住まいに関する相談支援	○居住サポート（住宅入居等支援事業）の実施 ○住宅改修費などの支援の普及・実施
36 公営住宅の整備・入居支援	○「八幡市営住宅等長寿命化計画」に基づく既存市営住宅などのバリアフリー改善の推進 など

(4) 移動・コミュニケーション手段の確保と情報アクセシビリティの向上

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
37 コミュニケーション支援の充実	○手話通訳者設置事業（意思疎通支援事業）の拡充 ○手話通訳・要約筆記者等派遣事業（意思疎通支援事業）の実施 など
38 外出支援施策の充実	○同行援護、行動援護の実施 ○移動支援事業（個別支援型、車両移送型）の実施 など

(1) 障がい福祉サービスの推進

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
39 自立支援給付の推進	○介護給付・訓練等給付にかかるサービスの提供 ○ニーズの高いサービスの充実を検討
40 地域生活支援事業の推進	○相談支援事業や日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業などの必須事業／訪問入浴サービス事業や生活支援事業、日中一時支援事業などの任意事業の実施 など
41 補装具・日常生活用具・自助具の給付・利用支援	○補装具・日常生活用具・自助具などの利用に関する相談支援 ○「心身障がい者等自助具等補助金」制度の実施
42 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの推進	○制度改正に伴うサービス提供事業所の円滑な移行への支援 ○制度改正に基づく各種福祉サービスの推進
43 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの推進	○制度改正に伴うサービス提供事業所の円滑な移行への支援 ○制度改正に基づく各種福祉サービスの推進
44 障がい福祉サービスを担う人材の育成と確保	○ヘルパーなどの専門性向上のための研修会の実施 ○重症心身障がい者（児）、精神障がい者などに対応する専門的人材の確保への支援
45 八幡市障がい者地域生活支援協議会の運営支援	○八幡市障がい者地域生活支援協議会の充実 ○運営調整会議の開催 ○専門部会の開催 など

(2) 生活支援に関するサービスの推進

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
46 生活安定のための支援の推進	○「自助具、介護用具、訓練用具等購入費の補助」の実施・充実 ○「補装具費の自己負担助成」の実施 など
47 生活支援の推進	○一時的な家事援助サービスの実施 ○訪問による寝具の乾燥消毒・丸洗いサービスの実施 など
48 権利擁護の充実	○成年後見制度の普及・利用支援 ○中核機関の体制整備 など
49 各種サービス利用手続きの簡便化	○申請書類の郵送受理や時間外対応などの実施 ○手続き処理の迅速化
50 意思決定支援の推進	○成年後見制度の適切な利用促進に向けた支援 など



基本目標 5

ともに生きる地域づくり

(1) 障がいや障がいのある人への理解の促進

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
51 理解促進のための 広報・啓発の推進	○「広報やわた」や市ホームページなどを活用した広報・啓発 ○人権啓発冊子「ふれあい」を活用した広報・啓発 など
52 人権教育と連携 した啓発の推進	○精神保健福祉啓発事業「精神保健福祉を 考 えるつどい」における 講演会の実施 など
53 福祉教育の推進	○人権教育・道徳教育の推進 ○福祉体験学習の実施
54 市職員への研修 の実施	○研修への職員参加 ○様々な障がいをテーマにした「障害者差別解消法」の講習会等を通 じた、職員の障がいへの理解促進
55 障がいを理由と する差別の解消 の推進	○「障害者差別解消法」の広報・啓発 ○各分野にまたがる合理的配慮や社会的障壁の除去の推進 ○心のバリアフリーの推進

(2) 地域福祉活動・交流活動の充実

【施策の方向性】	【具体的取り組み】
56 各種交流イベン トなどへの支援	○誰もが参加できるイベントの実施・拡充 ○障がい者団体が行う市民との交流活動への支援 など
57 地域福祉活動の 推進	○福祉委員会による「ふれあいサロン」事業の推進 ○福祉委員会活動の推進 など
58 ボランティア活動 の促進	○ボランティア養成講座の実施 ○ボランティア活動センターの運営
59 障がい者団体の 活動支援	○各団体への情報提供 ○事業実施を加味した補助金の分配 など



～「心のバリアフリー」を進めよう～



心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方をもちすべての人々が、相互に理解を
深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。困っている人を見かけたら「何か
お手伝いしましょうか？」などと声を掛けることで「心のバリア」はなくなり、社会参加の機会
も広がります。誰もが安心して快適に住みやすいまちになるよう心のバリアフリーの推進に
ご理解とご協力をお願いします。



～支え合う心でつながる八幡市手話言語コミュニケーション条例～



八幡市では、手話をはじめとする聴覚障がい者のコミュニケーション手段を広く普及させ、
聴覚障がい者に対する理解を深めてもらうため、令和3年3月に「支え合う心でつながる
八幡市手話言語コミュニケーション条例」を制定しました。

支え合う心でつながり、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる八幡市を築
きましょう！

第7期 障がい福祉計画

令和8年度目標値の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	考え方
施設入所者数	47人(令和4年度末時点:50人)	令和8年度末時点の入所者数の削減見込み、地域生活移行者数とともに3人と設定します。
施設入所者の削減見込み	3人	
地域生活移行者数	3人	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標
八幡市障がい者地域生活支援協議会等において関係機関と協議を行い、構築に努めてまいります。

(3) 地域生活支援の充実

目標
八幡市障がい者地域生活支援拠点「Malu」、「I-BOC24」、「はなみずき」の3箇所を整備し、市内の障がい児・者の支援の中心として活動いただき、充実に努めてまいります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	10人(令和3年度:7人)	多様な就労先や関係機関との連携のもと、就労先の確保や、就労支援体制の充実などに努めてまいります。
増加割合	1.43倍	

第3期 障がい児福祉計画

令和8年度目標値の設定

(1) 児童発達支援センターの設置

目標
児童発達支援センターに児童発達支援と放課後等デイサービスを併設することで、就学前から就学後へのスムーズな移行と、移行後の連携を図り、切れ目のない療育、子育て支援を目指す児童発達支援センター「ママぐりお」を令和2年度に設置しており、引き続き支援の充実に努めてまいります。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

目標
八幡市障がい者地域生活支援協議会等において関係機関と協議を行い、構築に努めてまいります。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

目標
圏域での支援は引き続き必要な状況であり、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの対象児童については、市の補助事業として放課後等支援事業所ドレミを実施してまいります。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

目標
重症心身障がい児・者の八幡市障がい者地域生活支援拠点にてニーズの把握に努めるとともに、適切な支援が図れるように推進してまいります。

八幡市 障がい者計画

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月
発行：京都府八幡市 編集：八幡市 健康福祉部 障がい福祉課
〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75
電話：075-983-2129 ファックス：075-981-8080